

「空の移動革命」実現に向けた先進的ドローン物流調査事業業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

本業務は、三重県における「空の移動革命」実現に向けて、ドローン物流のさらなる省人化や他サービスとの併用による効率化、広範囲でのサービス提供など、新たなドローン物流の可能性について調査・検討するとともに、事業化に際しての課題を抽出することでドローンによる物流の事業化につなげることを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「空の移動革命」実現に向けた先進的ドローン物流調査事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(3) 委託業務の内容

① 事業の概要

本業務は、三重県における「空の移動革命」実現に向けて、ドローン物流において課題となっている人件費をはじめとしたコストや有人地帯上空での飛行ルートが制限されることによるサービス範囲の限界などの解決に向けて、国が制度改正を踏まえて解禁を予定しているレベル4飛行（有人地帯での補助者なし目視外飛行、以下「レベル4飛行」とする。）によって可能となる飛行形態の可能性の調査及び実証を先行して実施し、ドローン物流の事業化につなげます。

② 事業の詳細

ア ドローン物流の課題の整理及びユースケースの検討

- ・ 現行法制度下におけるドローン物流の課題を整理すること。
- ・ レベル4飛行が解禁されることに伴うコストの削減や省人化によって可能となるユースケースを検討すること。

イ ドローン物流の事業モデルの構築

- ・ アで検討したユースケースを踏まえ、三重県内での社会実装を見据えたドローン物流の事業モデルを構築すること。
※検討する事業モデルは、レベル4飛行解禁後、数年以内の初期段階を想定し、例えば離島や中山間地などドローン物流の実現によって地域課題の解決に資するものとする。
- ・ 上記事業モデルは、民間企業等による自走を前提とすること。

ウ ドローンを活用した物流事業の実証

- ・ イによって検討した事業モデルについて、ドローンを活用した実証を1回以上行うこと。実証にあたっては、ドローンによる運搬を含むものとする。
※なお、イで構築する事業モデルはレベル4飛行解禁後を仮定するものであるが、実証はレベル4飛行である必要はない。

- ・実証の内容、実証候補地域、使用予定機体、飛行予定距離、飛行予定回数を企画提案書に記載すること。なお、使用予定機体は事業化の際に使用すると想定されるものと同程度のものとする。
- ・実証地域については、契約締結後に三重県と協議のうえ決定すること。
- ・法令上必要となる届出等を行うこと。
- ・実証により生じた第三者への損害を補填するため、保険に加入すること。
- ・提案内容を実現するための調整については、受注者が作成する事業実施計画等に基づき、実証実施予定の周辺自治体、関係機関、現場の事業者、地元自治会のほか地域の各種団体等に対して、発注者である県と受注者が協力して説明を行う。なお必要に応じ、地元住民などへの説明会を行うこと。
- ・実証の実施時期については、令和4年12月までを目途に行うものとし、実証の様子は、報道関係者や県内企業等の参加を想定した公開試験とすること。

※なお、新型コロナウイルスの感染状況等における影響によっては、その限りではなく、別途、三重県と協議のうえ決定する。

エ 実証を通じた課題の整理

- ・ア～ウを踏まえ、事業化に向けた課題の整理を行い、その課題に対する対応策の整理・提言を行うこと。

オ 取組の情報発信

- ・ア～エにかかる内容について、別途、三重県が令和5年2月頃に開催を予定している「空の移動革命」にかかるシンポジウムで発表を行うこと。
併せて、その他幅広く関係者に周知が可能な機会を活用して取組の情報発信を行うこと。

カ 調査報告書等の作成

- ・ウの実施記録（当日の様子を撮影した写真・動画等の記録を含む）、ア～エの調査・検討結果を報告書として作成し、納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は下記のとおりとする。

【納入品】

- ・電子データ：1部（Word、Excel等で作成し、「データを格納したCD-R等を郵送」または、「電子メールにデータを添付」、「その他ファイル共有ソフトの活用」のいずれかの方法で納品すること。ただし、納品にあたっては、情報漏洩の危険性に鑑み、セキュリティに十分配慮すること。）

3 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

4 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

5 変更に関する協議

契約業務の内容及び金額、履行期限等に変更が生じた場合は、県と受託者との間で協議のうえ、その取扱いを決定します。

6 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

10 その他

- (1) 報告書をはじめとする成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 受託者は、個人情報情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。
なお、三重県個人情報保護条例第53条及び第54条、第56条により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられているので注意されたい。
- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。